

土砂災害の可能性がある地域を

調査します

私有地への立ち入りに
ご協力をお願いします



問 北秋田地域振興局 河川砂防課

総務課 ☎0186 62 3116
☎49 3111 (内線259)

土砂災害から住民を保護するため、災害が発生する恐れがある地域を明らかにし、避難体制の整備を行うことなどを目的に「土砂災害防止法」が、平成13年に施行されました。

県では、この法律に基づき現地調査を行います。調査の際、私有地へ立ち入る場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。対象となるかたには、事前に個別に文書で通知します。

今回現地調査を行った地域の皆さんには、調査結果がまとまり次第、説明会を開催します。

調査期間

6月中旬～8月下旬

調査員

県から委託を受けた調査会社の

社員が行います。

調査中の調査員は「秋田県」の腕章をし、調査員の身分証明書を携帯します。

作業内容

地形の測量、地質の調査

対象地域

幸町、中神明町、泉町、旭ヶ丘、曙町、田代町2・3区、池内、西大館町、長根山

各町内とも、町内のすべてを調査するのではなく、対象となる地域のみ調査します。

県砂防課のホームページで、土砂災害防止法を説明しています。

アドレス

<http://www.pref.akita.jp/sabo/index.html>

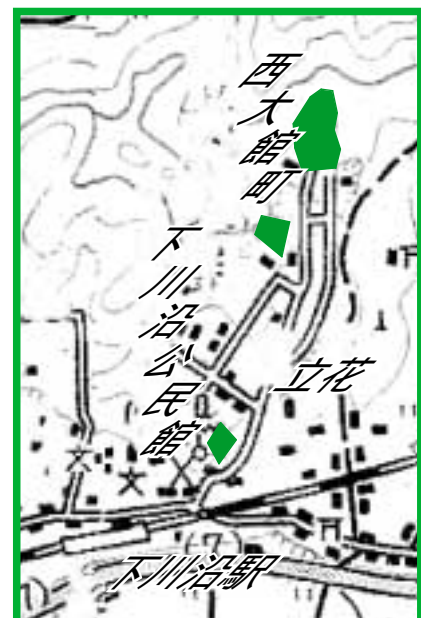
幸町
中神明町
泉町
旭ヶ丘
曙町
田代町2・3区
池内

■ が調査対象地域



西大館町

■ が調査対象地域



長根山

■ が調査対象地域

